

千葉市公告第173号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月9日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

次期救急情報共有システムタブレット端末等賃貸借（長期継続契約）

(2) 契約概要

入札説明書及び調達仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和2年5月1日（金）から令和7年4月30日（水）まで

(4) 納入場所

千葉市消防局警防部救急課

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信役務を行う者で、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。

(4) タブレット端末の自治体への導入実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-0054

千葉市中央区長洲1-2-1

千葉市消防局警防部救急課

電話 043-202-1657 (直通)

電子メール kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp

#### 4 入札参加資格確認申請書の提出及び確認通知

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出

公告の日から令和2年3月13日(金)までに前記3の契約事務担当課に直接又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和2年3月13日(金)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

##### (2) 入札参加資格確認審査の結果通知

申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を令和2年3月17日(火)までに発送する。

#### 5 仕様書等に関する質問の受付

##### (1) 受付期間

令和2年3月18日(水)から令和2年3月24日(火)まで

##### (2) 提出方法

前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

##### (3) 質問に対する回答期限

令和2年3月27日(金)までに、当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

#### 6 タブレット端末の事前確認及び承認

納入するタブレット端末について、端末事前確認申請書兼承認書を下記のとおり提出し、承認を得なければならない。

##### (1) 受付期間

公告の日から令和2年3月27日(金)まで

##### (2) 提出方法

前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

##### (3) 事前確認に対する回答期限

令和2年3月31日(火)までに、承認結果について電子メールで回答する。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札及び開札の日時 令和2年4月2日(木) 午前11時00分

郵送による場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、令和2年4月1日(水)の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

##### (2) 入札及び開札の場所 千葉市消防局・中央消防署6階会議室

##### (3) 入札方法

入札金額は契約初年度に要する金額(ユニバーサルサービス料を含む)の税抜き額を記載すること。

(参考: 入札金額=月額×契約初年度に要する月数(11か月)の税抜き額)

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(契約期間全体の総額ではないので注意すること。)

なお、入札書に記載するユニバーサルサービス料は、総務省が公表する「令和2年1月から6月までのユニバーサルサービス料(2円)」とし、契約締結後にユニバーサルサービス料の変更があった場合は、契約変更等により対応するものとする。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

## 8 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 本契約に係る令和2年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。

(5) この契約を締結した会計年度の翌年度以降の予算において、発注者の各会計予算の当該貸借料が措置されない場合は、変更契約の締結、または、契約の解除を行う。

なお、契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその損害賠償責任を負わない。

(6) 契約条項等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(7) 詳細は入札説明書による。